

### 第13回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成28年8月2日（火）16：00～17：50
- 2 場 所：法務省人権擁護局会議室
- 3 出席者：安達座長，石井委員，遠藤委員，高橋委員，高柳委員，中村委員，成田委員，平野委員
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

#### 【連携する情報の内容に係る検討等について（2）】

- 年金・社会保険関係手続については，戸籍証明書につき相応のニーズがあると認められることから，連携する情報の検討対象とする必要がある。
  - ・ 年金・社会保険関係手続のうち，現在の戸籍情報を必要とする手続と相続関係手続と類似した戸籍情報を必要とする手続とに大別されると考えられることから，連携する情報の検討に当たっては，連携先の手続が必要とする戸籍情報を踏まえる必要がある。
  - ・ 現在の戸籍情報を必要とする手続については，マイナンバー連携に馴染みやすいと考えられる一方，相続関係手続と類似した戸籍情報を必要とする手続については，マイナンバー連携が困難と考えられるため，代替策として，本籍地の市区町村以外でも戸籍証明書を交付することを可能とする「広域交付」や新たな戸籍証明書を交付する制度の創設を検討することも一つの方策ではないか。
- 「広域交付」の検討に当たっては，交付請求が可能な者や交付請求の方法など，制度面及びシステム面を整合させた議論が必要である。また，都市部など特定の市区町村に戸籍証明書の交付業務が偏ることが想定されるため，その点を踏まえた検討が必要である。
  - ・ 「広域交付」を可能とする新システムの検討に当たっては，国民目線から見た場合，情報セキュリティの観点を踏まえつつ，マイナンバーを活用することを検討する必要があるのではないか。
  - ・ 「広域交付」を可能とする新システムのマイナンバーの活用を含めたシステム方式の検討に当たっては，いわゆる基本4情報について，自治体中間サーバー・プラットフォームにおいては保有しないこととされていることから，その点を踏まえた検討が必要である。
- 新システムの方式については，現在の戸籍情報システムから新システムへのデータの移行に係るコスト及び期間を踏まえた検討が必要であり，本ワーキンググループにおいて，今後検討する必要がある。

以上